『協同と教育』執筆・投稿規程

本誌は日本協同教育学会の機関誌であり、協同教育、協同学習にかかわる実証的、理論的、 方法論的な研究の成果、ならびに「協同」を基盤とした教育に携わる実践者・研究者への広 範な情報を掲載する。

- (1) 本誌は1年1号とし、毎年発行する。
- (2) 本誌に,情報交換の場としての「結風」,「研究論文」,「実践研究論文」,「論考」,「書評」,「学会消息」などの欄を設ける。このうち,会員が投稿し,編集委員会による査読対象となるのは「研究論文」,「実践研究論文」,「論考」(以下「論文等」という。)とする。
- (3) 投稿された論文等の採否決定、および修正は、編集委員会による審査を経て行われる。
- (4) 投稿の資格は、連名執筆者を含め、原則として本学会員に限る。ただし、編集委員会が 必要と認めた場合には、この限りではない。
- (5) 本誌に掲載される論文等は、協同教育の発展に資する未公刊のものとする。
- (6) 論文等の作成にあたっては、人間の尊厳や人権の尊重に十分な配慮がなされなければならない。
- (7) 本誌は1頁40文字36行とし、原則として、論文等は刷り上がり12頁以内、書評は刷り上がり2頁以内とする。なお、頁数については、編集委員会が必要とみなした場合にはこの限りではない。
- (8) 投稿原稿の提出は、すべて指定のテンプレートを用いた完全原稿とし、日本協同教育学会のウェブサイトの投稿フォーム(https://jasce.jp/php/paper_submission_form.php)から送付すること。その際、「投稿原稿チェックリスト」で挙げられている要件を満たしていることが求められる。なお、テンプレートは、日本協同教育学会のウェブサイト(https://jasce.jp/1091format.php)からダウンロードすることができる。
- (9) 投稿の際は、以下の3つのファイルを作成し、送付すること。
 - ① 本文 (PDF ファイル:論文タイトル,アブストラクト(後述の③を参照),著者名,所属機関,引用文献を含むもの)
 - ② 本文 (PDF ファイル: ①について,著者名,所属機関を含まないもの)
 - ③ アブストラクト (和文のもので 500 字程度。和文のものに加えて任意で英文のものをつけてもよい。英文の場合は 100 ~ 175 語), 英文タイトル, 著者の連絡先 (Word ファイルもしくはテキストファイルで作成すること)
 - なお、英文アブストラクトは、掲載が決まった後に送付することも認める。掲載が決まった際には、英文タイトルならびに英文アブストラクトについては、英文校閲済みのものを提出すること。

- (10) 論文等における本文中の引用のしかた、ならびに引用文献の書式は、下記に従うこと。
 - ①本文中では、安永(2004)、(安永,2004)のように引用し、本文末尾に著者のアルファベット順に引用文献リストをつける。
 - ②引用文献リストの記載は、発表者の所属する学問領域の慣例にしたがって行うこと。ただし、とくに定めのない場合については、原則として以下の例にしたがって記載する。
 - ○和文の単行本の場合:
 - 杉江修治・関田一彦・安永悟・三宅なほみ(編) 2004 大学授業を活性化する方法 玉川大学出版部
 - ○和文の雑誌の場合:
 - 安永悟・中山真子 2002 LTD 話し合い学習法の過程分析-不確定志向性の影響-久留米大学文学部紀要 19 号 49-71 頁
 - ○欧文の単行本の場合:
 - Sharan, Y., & Sharan, S. 1992 Expanding cooperative learning through group investigation. Teachers College Press, New York
 - ○欧文の雑誌の場合:
 - Cohen, E. G., 1994 Restructuring the classroom: conditions for productive small groups. Review of Educational Research, 64, pp. 1-35.
- (11) 本文中での表記は、以下に従うこと。
 - ①句点はマル(。), 読点はカンマ(,) を用いる。
 - ②数を表示する場合は、アラビア数字を用いる。
 - ③英数字に関しては,原則半角で示す。
 - ④図や表については、通し番号を付し、タイトルをつける。
 - ⑤注釈がある場合には,本文の該当箇所に上付き文字で通し番号を付す。
- (12) 本誌に掲載された論文等の著作権は、日本協同教育学会に帰属する。論文等の掲載が決定した際に、本学会所定の著作権譲渡承諾書に署名し、本会事務局に返送することで著作権の譲渡を行う。著作権譲渡承諾書の提出を論文等の掲載の条件とする。論文情報提供サイト等への掲載については、本学会が判断を行うこととする。

附則

- 1 この規程は,2020年1月28日より施行する。
- 2 この規程の変更は、2020年12月19日から施行する。
- 3 この規程の変更は、2022年5月8日から施行する。
- 4 この規程の変更は,2023年11月3日から施行する。
- 5 この規程の変更は、2025年1月5日から施行する。